

令和7年度答申第44号
令和7年10月2日

諮問番号 令和7年度諮問第52号（令和7年8月15日諮問）
審査庁 特許庁長官
事件名 特許料等追納手続却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、特許法（昭和34年法律第121号）112条4項の規定により消滅したものとみなされた特許第a号の特許権（以下「本件特許権」という。）の原特許権者である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、特許料を追納することができる期間内に特許料及び割増特許料を納付することができなかったことについて正当な理由があると主張して、本件特許権について納付年分を第10年分とする特許料及び割増特許料を追納する手続（以下「本件追納手続」という。）をしたところ、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、正当な理由があるとはいえないとして、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件追納手続を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）特許料の納付

(2) 特許料の追納及びこれをしない場合の特許権の消滅

そして、特許法 112 条 4 項は、特許権者が追納期間内に、納付期間内に納付すべきであった特許料及び同条 2 項の規定により納付すべき割増特許料（以下「特許料等」という。）を納付しないときは、その特許権は、納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなす旨規定する。

改正前特許法 112 条の 2 第 1 項は、特許法 112 条 4 項の規定により消滅したものとみなされた特許権の原特許権者は、追納期間内に特許料等を納付することができなかったことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その特許料等を追納することができる旨規定する。

(4) 特許料の追納による特許権の回復の手續

2

(5) 不適法な手続の却下

特許法 18 条の 2 第 1 項本文は、特許庁長官は、不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする規定し、同条 2 項は、前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出する機会を与えなければならないと規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成 19 年 2 月 19 日、発明の名称を「A」とする国際特許出願（特願 b）をし、平成 24 年 7 月 20 日、当該国際特許出願に係る特許権（本件特許権）の設定の登録がされた。

（特許原簿）

- (2) 審査請求人は、本件特許権の第 10 年分の特許料（以下「本件特許料」という。）をその納付期間（令和 3 年 7 月 20 日が末日となる。以下「本件納付期間」という。）内に納付せず、さらに、その追納期間（令和 4 年 1 月 20 日が末日となる。以下「本件追納期間」という。）内にも本件特許料及び割増特許料（以下「本件特許料等」という。）を納付しなかった（以下このことを「本件追納期間徒過」という。）ため、本件特許権は、本件納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなされた。

（特許原簿）

- (3) 審査請求人は、本件追納期間の経過後である令和 4 年 3 月 29 日、処分庁に対し、上記（2）のとおり消滅したものとみなされた本件特許権について、納付年分を第 10 年分とする特許料納付書を提出して、本件追納手続をするとともに、同月 30 日、本件追納期間徒過について改正前特許法 112 条の 2 第 1 項に規定する正当な理由があるとして、経済産業省令で定めるところにより回復理由書を提出した。

（特許料納付書、回復理由書）

- (4) 処分庁は、本件提出手続について、令和 4 年 7 月 19 日付けで、審査請求人に対し却下理由を通知し、審査請求人は、同年 9 月 30 日、処分庁に対し特許法 18 条の 2 第 2 項に規定する弁明書を提出した。

（却下理由通知書（令和 4 年 7 月 19 日付け）、特許法 18 条の 2 第 2 項に規定する弁明書（令和 4 年 9 月 30 日付け））

(5) 審査請求人は、令和5年3月17日付けで、処分庁に対し、上申書を提出した。

(上申書)

(6) 処分庁は、上記弁明書及び上申書の内容を検討した上、令和5年5月25日付けで、審査請求人に対し、再度却下理由を通知し、審査請求人は、同年8月3日付けで、処分庁に対し、再度、特許法18条の2第2項に規定する弁明書を提出した。

(却下理由通知書(令和5年5月25日付け)、特許法18条の2第2項に規定する弁明書(令和5年8月3日付け))

(7) 処分庁は、令和5年11月27日付けで、審査請求人に対し、本件追納期間徒過について正当な理由があるとはいえないから、本件追納手続は改正前特許法112条の2第1項に規定する要件を満たさないとして、特許法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件却下処分をした。

(手続却下の処分(令和5年11月27日付け))

(8) 審査請求人は、令和6年3月5日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(9) 審査庁は、令和7年8月15日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求人の代理人であるB事務所(以下「本件代理人事務所」という。)は、本件特許権を含む諸外国の特許権等の特許料等の支払を、年金管理サービス会社であるC社(以下「本件年金管理会社」という。)に委託していた。毎年の特許料等の支払は、本件代理人事務所が本件年金管理会社に対して送信した年金管理に関わる指示リスト(バッチ)に基づき自動的に行われていた。

令和2年7月、本件代理人事務所は、他の特許事務所であるD事務所を吸収合併(以下「本件合併」という。)し、本件合併に伴う種々の作業を行っていたところ、同年12月1日、本件特許権を含む審査請求人の案件全てについて、本件代理人事務所が使用するIP管理ソフトウェア(以下「本件システム」という。)に入力された「年金管理は他社に移管」の旨の摘要が、本件年金管理会社に誤って送信(以下「本件誤入力等」とい

う。)された。「年金管理は他社に移管」の旨の摘要は、本来は「年金管理は、本件代理人事務所ではなく、本件年金管理会社に移管」という意味であったが、本件年金管理会社が、「年金管理は本件年金管理会社以外の他社に移管」と解釈した結果、本件年金管理会社が本件特許権に係る特許料の支払を停止したため、本件追納期間徒過が生じた。

本件誤入力等の原因は、令和2年12月1日に本件代理人事務所が年金管理に関わる指示リストである送信データ（以下「令和2年版バッチ1359」という。）を作成した際、平成28年に送信したバッチ（以下「平成28年版バッチ1359」という。）と同一の番号が誤って付された結果、平成28年版バッチ1359に含まれていた「年金管理は他社に移管」の旨の摘要が送信されたことに起因するものであり、人為的なミスが確認できなかったことなどから、本件システムの不具合であるとしか考えられない。なお、このシステムの不具合等を積極的・客観的に立証できる証拠を用意することは、検証等に膨大なコストと時間を要するため、実質的に不可能である。

また、本件年金管理会社の担当者（以下「本件担当者」という。）から令和2年版バッチ1359に含まれる件数データが多すぎるのではないかという疑義を指摘された際、バッチに含まれる件数が多いのは当然という当時の状況に加え、信頼している本件担当者が異常なしと結論付けたことから、本件代理人事務所において詳細な内部調査を行わなかったのも当然である。本件合併という特殊環境下で、本件誤入力等に気付くことは不可能であり、本件追納期間徒過の原因となった事象は、予測できなかったものであるから、本件追納期間徒過には改正前特許法112条の2第1項に規定する「正当な理由」がある。

(2) 以上から、本件却下処分 of 取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は以下のとおりである。

1 「正当な理由」について

改正前特許法112条の2第1項に規定する「正当な理由」は、同法184条の4第4項と同様に、平成23年法律第63号による改正により規定されたものであり、第三者の監視負担に配慮しつつ実効的な救済を確保できる要件として、特許法条約12条の「Due Care」（相当な注意）基準

を採用したものであることを考慮すると、「正当な理由」があるときとは、特段の事情のない限り、原特許権者（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて追納期間内に特許料等を納付することができなかったときをいうと解される（知的財産高等裁判所平成29年3月7日判決（平成28年（行コ）第10002号））。

そして、相当な注意を尽くしていたか否かを判断するに当たっては、追納期間の徒過が特許権の消滅擬制という極めて重大な結果を生じさせるものであることに照らし、追納期間の徒過を回避するために必要かつ十分な措置が採られたか否かが検討されなければならない。なお、「正当な理由」の存在の主張立証責任は審査請求人にあると解される。

2 本件追納期間徒過における「正当な理由」の有無

(1) 審査請求人は上記第1の3のとおり主張する。

しかしながら、令和2年12月1日に令和2年版バッチ1359が送信されてから、本件追納期間徒過が生じるまでの間に、本件代理人事務所及び本件担当者が行った作業の内容と手順等も判然とせず、その他一件記録を精査しても、本件誤入力等が、本件システムの不具合を原因とするものであることを認めるに足る証拠はない。また、前記の点をおくとしても、審査請求人の主張を前提とすると、本件年金管理会社へのバッチ送信が本件合併後に行う本件システムを使用した4年ぶりのバッチファイル送信であったことに鑑みれば、データに不整合が生じやすい事情もあったといえ、本件システムを利用したバッチ送信機能の正常性を含め、送信データの正確性に留意すべき状況であったことがうかがわれる。そして、本件担当者から令和2年版バッチ1359に含まれる件数が多いとの指摘を受けたのであれば、なおさら、本件代理人事務所において、送信された令和2年版バッチ1359の件数の正確性などの確認をより慎重に行う必要があったにもかかわらず、本件担当者が、パラメータの確認と、新しいバッチファイルの件数から「異常なし」と結論付けたことなどを理由に、自ら令和2年版バッチ1359に含まれる件数の検証を行うことはもとより、必要な内部調査を行わなかった上、その他、本件代理人事務所において正しい情報が本件年金管理会社のデータベースに送信されていることを確認する措置を講じたこともうかがわれない。

したがって、本件代理人事務所が、本件特許権の追納期間の徒過という事態を発生させないために必要かつ十分な措置を採っていたということが

できず、本件追納期間徒過を回避するために相当な注意を尽くしていたと
いうことができないのは明らかである。

(2) その他、審査請求人の主張立証を精査しても、本件追納期間徒過について、原特許権者（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて本件追納期間内に本件特許料等を納付することができなかったとは認められず、特段の事情があったということもできない。

(3) 以上によれば、本件追納期間徒過について、改正前特許法 112 条の 2 第 1 項に規定する「正当な理由」があるということとはできない。したがって、本件追納手続は、同項に規定する要件を満たしておらず、同項の適用はなく、不適法な手続であって、補正をすることができないものであるから、特許法 18 条の 2 第 1 項本文の規定に基づき、これを却下した本件却下処分は適法である。

3 その他、一件記録を精査しても、本件却下処分の適法性及び妥当性に疑義を差し挟む事情は見当たらない。

4 以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和 7 年 8 月 15 日、審査庁から諮問を受け、同年 9 月 12 日及び同月 25 日の計 2 回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和 7 年 8 月 28 日及び同年 9 月 22 日、主張書面の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件では、反論書の提出期限（令和 6 年 12 月 6 日）を徒過してから審理手続の終結（令和 7 年 7 月 29 日）まで 7 か月以上の期間を要している。このような期間を要したことについて、審査庁は、本件固有の特段の事情があるわけではないが、今後は迅速な手続となるよう、計画的な案件の管理に努めるとのことであった。

しかし、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の目的（1 条 1 項）を踏まえると、審査庁及び審理員は、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

(2) 上記（1）で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件却下処分は、本件追納手続が「不適法な手続であつて、その補正をすることができないもの」(特許法18条の2第1項)であること、すなわち、本件追納期間徒過について、改正前特許法112条の2第1項に規定する「正当な理由」が認められなかったことにより、本件特許権が特許法112条4項により消滅したものとみなされる結果、本件追納手続には客体が存在しないとしてされたものである。

そこで、上記「正当な理由」の有無について、以下検討する。

「正当な理由」があるときとは、知的財産高等裁判所平成30年5月14日判決(平成29年(行コ)第10004号)によれば、特段の事情のない限り、原特許権者(その特許料の納付管理又は納付手続を受託した者を含む。)において、一般に求められる相当な注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる客観的な事情により、追納期間内に特許料等を納付することができなかつた場合をいうものと解するのが相当であると判示されている。

上記判決で示された判断の枠組みは、原特許権者(その特許料の納付管理又は納付手続を受託した者を含む。)として、追納期間内に特許料等を納付するために相当な注意を尽くす必要があることを前提とし、追納期間内に特許料等を納付することができなかつた事情を客観的に明らかにすることを求めているものとして妥当であると考えられるが、期間徒過の救済規定を見直して権利回復要件を緩和する特許法等の一部を改正する法律(令和3年法律第42号)の施行等、改正前特許法112条の2第1項を巡る昨今の環境変化を踏まえれば、上記判決を柔軟に理解して「正当な理由」の有無を判断することが必要である。上記の客観的な立証が困難である場合には、原特許権者(又はその代理人)の立場や規模、その体制等に照らし、合理的に求められる注意義務を基準として、「正当な理由」の存否を推認するなど、柔軟に対応することが考えられる。

以下、このような枠組みに基づき検討する。

(2) 本件追納期間徒過に至る経緯は、審査請求書、補正書、回復理由書(添付書類を含む。)等によれば、以下のとおりである。

ア 本件代理人事務所は、本件特許権の特許料等の納付を本件年金管理会社に委託していた。本件代理人事務所は、本件システムを用いて、特許料の納付期限を含むあらゆる期間管理に係るデータを記録し、本件年金

管理会社との間では、共通のインターフェイスを介して指示をやり取りしていた。

イ 平成28年10月13日、本件代理人事務所は、本件年金管理会社に対し、年金管理に関わる指示リストである平成28年版バッチ1359を送信した。当該バッチには、本件特許権の期間管理に係るデータに加えて、本件年金管理会社への指示として、本件代理人事務所と本件年金管理会社との契約関係の終了も含まれていたことから、本件代理人事務所は、これをもってバッチレポート機能を停止し、本件年金管理会社との全般的な関係を終了した。これに伴い、本件システムにおいて、本件特許権を含む審査請求人の案件につき、「年金管理は他社に移管」の摘要が付された。

ウ 平成28年12月、本件代理人事務所は、本件年金管理会社に対し、審査請求人が引き続き本件年金管理会社への委託を希望する意向であることを伝え、同月20日、本件年金管理会社は審査請求人の案件に係る管理を再開した。

エ 令和2年7月、本件代理人事務所は、D事務所を吸収合併（本件合併）した。本件合併に伴い、本件代理人事務所は、合併前にD事務所が担当していた案件の特許料等につき、引き続き、本件年金管理会社を利用する義務を負ったことから、本件年金管理会社に新たな指示書を送る必要がある案件について一括して指示（バッチ）を送信するシステムが再開された。

オ 令和2年12月1日、本件代理人事務所が本件システムを利用してバッチファイルを作成したところ、平成28年版バッチ1359と同じ番号が付され、かつ、当該バッチの内容を統合した令和2年版バッチ1359が作成されて、本件年金管理会社に送信された。この際、本件特許権に付された「年金管理は他社に移管」の旨の摘要も送信された。

カ 令和2年12月1日、本件担当者は、送信された令和2年版バッチ1359に含まれる件数データの多さに疑義を抱き、本件代理人事務所に問い合わせ、本件代理人事務所の担当者との間で、令和2年版バッチ1359の作成に使用したパラメータの確認及び当該パラメータでバッチ1359の次に作成したバッチ1360から300レコードが抽出されたことの確認をしたものの、本件担当者は、それ以上は令和2年版バッチ1359の内容を検証することなく、「異常なし」と結論付けた。そ

のため、本件代理人事務所及び本件年金管理会社は、この点について詳細な調査を行わず、本件誤入力等に気付かなかった。その結果、本件年金管理会社は、本件特許権に付された「年金管理は他社に移管」の摘要について、本件特許権の管理は別の事業者に移管されるものと解釈し、本件特許権に係る管理を終了したため、本件追納期間徒過が生じた。

キ 令和4年1月、本件代理人事務所が、E国における審査請求人の別の特許権について、特許料等の納付期限の徒過の通知を受けたことをきっかけに、本件代理人事務所から本件年金管理会社に詳細な事情を照会したところ、本件誤入力等や本件追納期間徒過が発覚した。

(3) 審査請求人は、特許事務所の合併という特殊な環境下で、本件誤入力等が本件システムの不具合を原因とするものであること、本件年金管理会社への誤った指示の送信という異常な事態に気付くことは不可能であったことなどから、本件追納期間徒過の原因となった事象は、予測できないものであると主張する。

しかしながら、審査請求人は、本件システムに不具合があり、バッチ1359のラベルが再使用されたと主張するにとどまり、本件システムの不具合を裏付ける証拠書類は認められない。

そして、本件合併の前後を通じて、本件代理人事務所が審査請求人の特許権等の適切な期間管理について責任を負っていたにもかかわらず、4年ぶりのバッチファイルの送信について、本件担当者から送信データの件数が多すぎるという疑義の指摘を受けてもなお、本件担当者が最終的には異常なしと結論付けたことなどを理由に、本件代理人事務所は令和2年版バッチ1359に含まれる内容や件数の検証を行うなどの内部調査を行わないと判断した。しかし、本件代理人事務所には、少なくとも、本件合併という、通常と異なる状況下で、4年ぶりのバッチファイル送信という処理を行う事案については、本件システム上、正しい納付期限が指示されているかどうか自ら確認し、又は、本件システム以外の方法を用いてこれを把握することが当然に求められるというべきであり、本件代理人事務所において正しい情報が本件年金管理会社に送信されていることを確認する等の措置を講じる必要があったといえるところ、本件代理人事務所が本件特許権の本件納付期間（令和3年7月20日）までの期間において行ったことは、レコードサイズが異常に大きい（7208レコード）との指摘を受けたバッチ1359の次に作成したバッチ1360から300レコードが抽

出されたこと及びバッチ1359の作成に使用したパラメータの確認のみであって、各特許権の管理の状況を正確かつ継続的に把握していたとは認められない。

よって、一件記録をみても、本件代理人事務所において、本件特許権の追納期間の徒過という事態を回避するために必要かつ十分な措置を講じたことはうかがわれず、一般的に求められる相当な注意を尽くしてもなお避けることができない客観的な事情は認められない。

- (4) また、審査請求人は、本件追納期間徒過が4年ぶりのバッチファイルの送信の影響だとすれば、本件システムは、不慣れな担当者であってもミスが起こり得ないシンプルな操作であることが明らかであることから人為的なミスが原因とは考えられず、審査請求人及び本件代理人事務所の管理が及ばないシステム等の不具合が原因であるとも主張する。

しかし、本件合併により、D事務所の管理ケースを本件代理人事務所が引き継ぐ手続等が必要になったのであるから、仮に、管理ケースの引継ぎにおいて不備が生じれば期間徒過が生じることも予見できるものであるといえ、それならばなおのこと、本件システムを利用した送信データの正確性の確保に関して通常以上に慎重に対応すべきであったことは明らかであり、審査請求人の主張は、原特許権者（又はその代理人）の立場や規模、その体制等に照らして本件追納期間徒過を避けられなかったことの合理的な説明とはいえない。

以上より、本件代理人事務所においては、原特許権者（又はその代理人）として、本件追納期間徒過を回避するために相当な注意を尽くしたとも、合理的に求められる注意義務を果たしていたともいえないことは明らかである。

したがって、本件追納期間徒過について、改正前特許法112条の2第1項に規定する「正当な理由」があったとはいえない。

- (5) 以上によれば、本件追納手続には、改正前特許法112条の2第1項の規定の適用はなく、本件特許権が特許法112条4項の規定により本件納付期間の経過のときに遡って消滅したものとみなされる結果、本件追納手続は、存在しない特許権についてされた不適法な手続であって、その補正をすることができないものと認められる。

したがって、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

- (6) 本件却下処分のお知らせには、注意書きとして「なお、過誤納の特許料2

31, 200円は、納付した者の請求により返還します。ただし、却下の処分額の謄本の送達があった日から6月を経過した後は請求することができません。」と記載されている。

過誤納の特許料の返還については、特許法上、①納付した日から1年を経過した後は請求することができない（特許法111条2項）が、②請求する者がその責めに帰することができない理由により上記期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができるとされている（特許法111条3項）。

本件追納手続についてみると、審査請求人が本件追納手続により本件特許料等（特許法112条）を納付したのは令和4年3月29日付けであり、本件却下処分額の通知書（令和5年11月27日付け）によって請求により返還する旨を示したときには、納付の日から既に1年以上経過していたのであって、特許法111条3項に該当しない限り、特許法111条2項により返還を請求することができないのは明らかである。しかし、上記の通知書の記載をみると、本件却下処分額の謄本の送達があった日から6月以内であれば請求することができると解され、過誤納の特許料の返還に係る特許法の関係規定とは異なる取扱いをしている。

これまで、特許料等の同様の取扱いについて、当審査会の累次の答申でも指摘しているところであるが、令和5年度答申第72号においては、審査庁を通じて処分庁に上記付言等の対応状況を確認し、審査庁からは、特許法18条の2により却下された手続に係る特許料等は、過誤納の手数料等の返還規定（特許法195条11項及び12項）を類推適用し、返還する運用をしており、現行の運用が利用者に広く浸透していることに鑑みると、法改正については、もはや立法事実があるとはいえない旨の回答を得ている。これを踏まえ、同答申においては、処分庁の取扱いは手続者を利する運用であるとはいえ、法律と異なることには変わりがなく、既成事実となっていることがそれを正当化する理由にはならないことを指摘の上、処分庁は現行の取扱いを相当であると考えているようであるから、当該取扱いが速やかに特許法に根拠を有するものとなるよう検討する必要がある旨言及している。

また、令和6年度答申第18号においては、上記について、審査庁を通じて処分庁に対応状況を確認したところ、従前に慎重な検討を重ねた結果、

現行の運用を維持することとしているとの回答を得ている。

しかしながら、過誤納の特許料等の返還に係る運用が特許法の関係規定に基づかないものとなっている実態に変わりはないことから、審査庁は、当該取扱いが速やかに特許法に根拠を有するものとなるよう検討する必要がある。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	中	原	茂	樹	
委	員	福	本	美	苗	